

第八次和歌山県保健医療計画の概要

橋本保健所

1. 位置づけ等

■ 根拠法令

・都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めるものとする。【医療法第30条の4】

・都道府県は、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。【医療法第30条の6】

■ 計画期間：6年間（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）※R8年度は、計画後期に向けた必要な見直しを実施

■ 基本理念

保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、将来を見据え県民が安全で質の高い医療を受けることができるよう、本県の医療提供体制の構築の方向性を示すもの



第八次和歌山県保健医療計画

2. 計画に定める主な項目

（1）二次医療圏び基準病床数の設定

病床種別	二次医療圏	基準病床数 (八次計画)	既存病床数 (R5.12.31)
一般病床 及び 療養病床	和歌山	5, 1 1 8	5, 2 2 6
	那賀	8 2 5	7 6 2
	橋本	7 5 6	8 3 3
	有田	5 2 8	6 4 3
	御坊	6 1 7	6 9 5
	田辺	1, 3 8 9	1, 1 9 6
	新宮	7 1 7	8 0 6
	小計	9, 9 5 0	1 0, 1 6 1
精神病床	(県全域)	1, 3 6 6	2, 0 3 3
結核病床	(県全域)	1 6	1 5
感染症病床	(県全域)	3 2	3 2

（2）医療提供体制について

● 5 疾病、6 事業及び在宅医療 それぞれに係る医療提供体制の構築

5 疾病 ① がん ② 脳卒中 ③ 心筋梗塞等の心血管疾患 ④ 糖尿病
⑤ 精神疾患

6 事業 ① 救急医療 ② 災害医療 ③ 新興感染症発生・まん延時における医療
④ へき地医療 ⑤ 周産期医療 ⑥ 小児医療（小児救急医療を含む）

（3）地域医療構想、外来医療計画

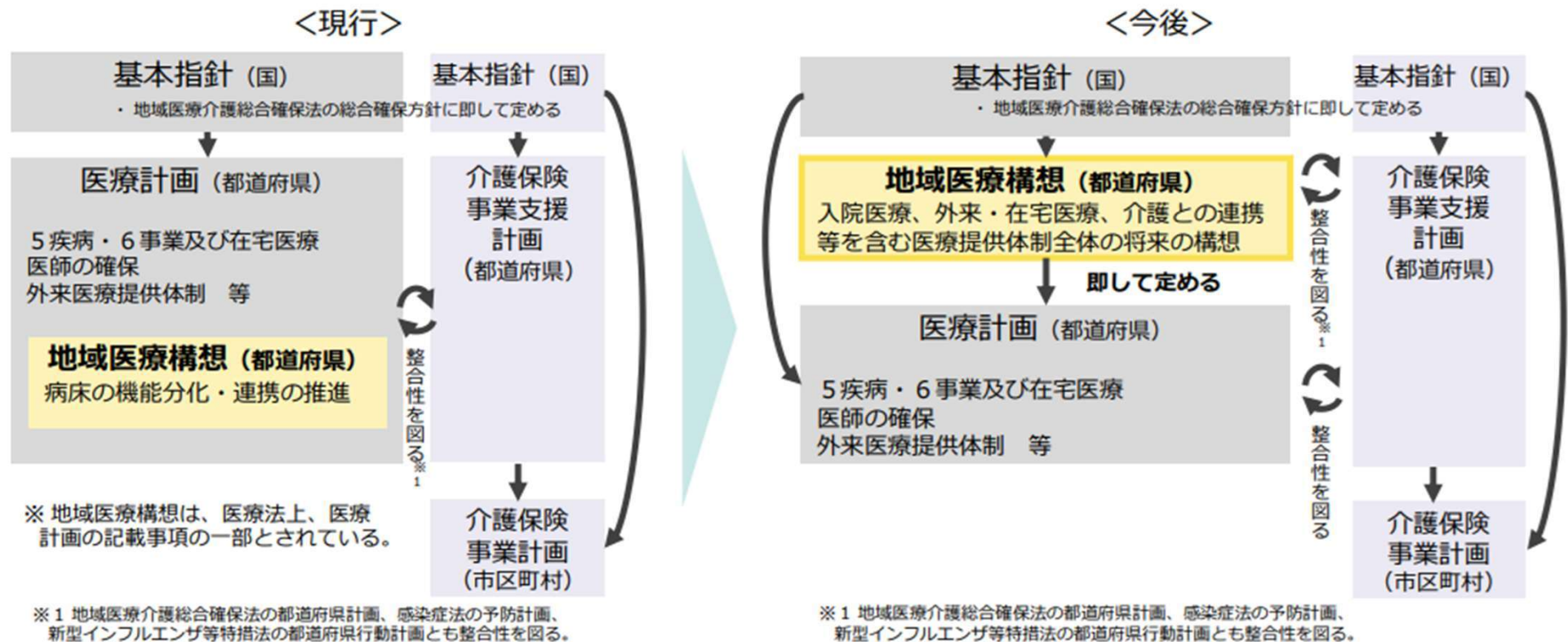
（4）医師確保計画、医療従事者の確保等

※ 外来医療計画や医師確保計画は、3年ごとの計画期間であり、後期計画を策定する必要がある。

新たな地域医療構想と医療計画の位置づけ

国「新たな地域医療構想等に関する検討会」資料

- 新たな地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つから上位の位置づけに変更となり、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護連携等も加わった包括的な概念へ。
- 医療計画は、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定める計画となる。



新たな地域医療構想と医療計画の進め方

国「新たな地域医療構想及び
医療計画等に関する検討会」資料

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3カ年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

